

けんぽニュース

1. 高額療養費改正(平成27年1月～)

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担額が【別紙】のとおり変更となります。なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

※2014年秋号「けんぽだより」にも掲載しています。

2. 平成26年12月交付の「限度額認定証」について

上記、高額療養費の改定に伴い、医療費が高額にかかる場合に自己負担額を事前に軽減することができる、『限度額認定証』の26年12月交付分についてのみ、平成26年12月末日まで有効分と平成27年1月以降有効分(対象者により発行期限が異なる)の2枚を交付させていただきます。

3. インフルエンザ予防接種補助金

※2014年秋号「けんぽだより」の裏表紙等に申請書等詳細に掲載しています。



萬代看護師の事業所訪問

今年の4月より、各事業所を回って保健指導させていただいている看護師の萬代です。

私が各事業所を訪問して感じたことは、業種的に外に出られて仕事をされている関係で、時間的に不規則な方(特に夜勤者)が非常に多く、どうしても体内時計が不規則になりがちなことから、食事のバランスが悪かったり、過度の飲酒の方の割合が多く見うけられます。

保健指導は元より、健康相談等何でも結構ですのでお気軽にご相談下さい。なお、大阪だけではなく他府県の営業所等でも実施しております。

私は、通常毎週水曜日と金曜日の9時30分～16時30分に勤務しております。(事前に日程調整を行います。)

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)

高額療養費改正のイメージ(70歳未満)

低所得者	一般所得者	上位所得者		
※70歳未満の場合。カッコ内は現在の上限額				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ↓ 月の上限額負担減 </div>		(15万円+a)		
		↓	↓	
		16万7400円 + a	25万2600円 + a	
	(8万100円+a)	8万円100円 + a		
(3万5400円)	5万7600円			
↓				
3万5400円				
住民税非課税	標準報酬月額			
	260千円以下	280千円～500千円	530千円～790千円	830千円以上

○改正内容(平成27年1月～)

70歳未満

- ① 上位所得者(2区分)
- ・標準報酬月額830千円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1%
多数140,100円
 - ・標準報酬月額530千円～790千円 167,400円+(医療費-558,000円)×1%
多数93,000円
- ② 一般所得者(2区分)
- ・標準報酬月額280千円～500千円 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
多数44,400円
 - ・標準報酬月額260千円以下 57,600円 多数44,400円
- ③ 低所得者(住民税非課税世帯) 35,400円 多数24,600円

70歳以上

- ① 現役並み所得者(3割負担) 標準報酬月額280千円以上
 月単位の上限額 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数44,400円
 【外来(個人ごと) 44,400円】
- ② 一般所得者(2割負担(経過措置者は1割負担) 標準報酬月額260千円以下
 月単位の上限額 44,400円 【外来(個人ごと) 12,000円】
- ③ 低所得者(住民税非課税)
- ・低所得者Ⅱ
 月額上限額 24,600円 【外来:8,000円】
 - ・低所得者Ⅰ
 月額上限額 15,000円 【外来:8,000円】

※多数該当とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上ある場合

※同一月に70歳以上と70歳未満それぞれの負担がある場合には、世帯合算を行うことができます。

対象となる負担額は、70歳上ではすべての負担額、70歳未満では21,000円(1人・1か月・一医療機関あたり)以上の負担額です。